

矢田教育の森公園におけるスポーツ施設設置運営事業者募集
にかかるプロポーザル実施要領

2025(令和7) 年 4 月

大阪市東住吉区役所

<目次>

I. 事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2

- 1 本事業の背景
- 2 事業対象地の概要
- 3 提案で求めるもの
- 4 提案に際しての基本条件
- 5 公募スケジュール
- 6 事業予定者決定後のスケジュール

II. 審査及び選定について・・・・・・・・・・・・・・・・ p 6

- 1 参加資格
- 2 質疑・回答
- 3 参加申込みについて
- 4 企画提案書の受付
- 5 企画提案書の審査及び審査基準並びに事業予定者の決定
- 6 結果の通知
- 7 協定・契約の締結
- 8 東住吉区役所と事業者との役割分担
- 9 損害賠償責任

III. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 13

- 1 応募にかかる留意事項
- 2 その他
- 3 参考情報
- 4 お問い合わせ先

I. 事業の概要

1 本事業の背景

東住吉区役所では、矢田南部地域（矢田五丁目：図1）に存在する未利用地を有効活用したまちづくりを行うため、2018（平成30）年に「東住吉区矢田南部地域まちづくりビジョン」（以下、「ビジョン」といいます。）を策定し、将来像とする「周辺住環境との調和がとれつつ、新たなにぎわいと活力を創出できる空間」の実現をめざして、2021（令和3）年に開発事業者募集プロポーザル（開発条件付き市有不動産売却）を実施し、開発事業者を決定しました。

本事業の対象地である「矢田教育の森公園」については、矢田南部地域内にあり、現在、開発事業者により移転整備工事中で、新しく整備される公園には、ビジョンにおけるまちづくり方針にある「こどもから大人まで気軽にスポーツ等を楽しめる空間の確保」を実現するため多目的広場が整備されます。

東住吉区役所では、区民が身近な場所でよりスポーツに関心を持って楽しめる空間づくりをめざすとともに、ビジョンに掲げる地域のにぎわい創出に貢献することを目的として、新しく整備される多目的広場を活用した魅力あるスポーツ施設の設置運営を行う事業者の公募を実施します。



2 事業対象地の概要

（1）矢田教育の森公園の概要

都市公園名	矢田教育の森公園
所在地	大阪市東住吉区矢田五丁目地内
面積	約1.6ha
公園種別	近隣公園
用途地域	第1種住居地域
建蔽率	80% ※都市計画法上の建蔽率。都市公園法に基づく建蔽率は別に設定
容積率	200%
防火・準防火地域	準防火地域
その他	矢田南部地区土地区画整理事業において移転整備中 ※2025（令和7）年年末までに供用開始予定



図1 矢田南部地域（矢田教育の森公園）位置図

(2) 事業用地（多目的広場等）

事業用地は、上記図1で示す矢田教育の森公園（南側エリア）のうち、別紙1ー1及び1ー2の網掛けで示す区域（計4，485㎡）とし、スポーツ施設及びそれに付随する管理棟や駐車場等の施設を設置することを可能とします。

3 提案で求めるもの

区民が身近な場所でよりスポーツに関心を持って楽しめる空間づくりの実現に向け、矢田教育の森公園の多目的広場を活用し、民間事業者の持つアイデアやノウハウ等を活かし、ビジョンに掲げる「こどもから大人まで気軽にスポーツ等を楽しめる空間の確保」や公園の魅力向上に貢献する、魅力あるスポーツ施設の設置運営の取組を提案してください。

スポーツ施設の設置運営にあたっては、周辺住環境への配慮及び周辺地域への貢献等、地域との円滑な関係の構築に努めてください。

提案にあたり、事業概要、地域貢献計画、施設整備計画、事業運営計画、スケジュール、資金計画が分かる資料を作成し提出していただきます。（詳細は下記「Ⅱ. 審査及び選定について」の「4 企画提案書の受付」の「（3）提出書類」をご参照ください。）

また、下記「4 提案に際しての基本条件」を遵守してください。

なお、事業実施にあたって本市の費用負担は発生しません。

4 提案に際しての基本条件

(1) 契約形態等

対象地は都市計画公園内であり、公園管理者より公園施設設置・管理許可を受けた東住吉区役所と、事業実施する民間事業者との間で協定及び公園施設設置・管理許可範囲内の使用権利の行使にかかる契約（以下「契約」といいます。）を締結する予定です。

事業者においても、東住吉区役所が公園管理者から受けた許可条件を遵守してください。

(2) 使用期間

契約締結後、最大20年

※施設の建設及び撤去期間を含むものとします。

※施設の整備、運営は事業者において行い、使用終了時は原状回復するものとします。

※東住吉区役所が公園施設設置・管理許可を受ける期間は3年以内となっているため、(1)に記載の契約は3年ごとに更新手続きを行うものとします。

(3) 使用料

施設使用料は無償とします。

(4) スポーツ施設の設置について

スポーツ施設（非建築物を含む）の提案にあたっては、次の事項を遵守してください。

ア 設置できる施設の種類

都市公園法第2条第2項に規定する公園施設に限ります。

参考：都市公園における許可関係

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000009736.html>

イ 許容建築面積

本事業において建築物を設置することができる面積（以下「許容建築面積」という。）は、都市公園法及び大阪市公園条例（以下「公園条例」といいます。）等に基づく建蔽率の範囲内とします。

矢田教育の森公園における公園条例第2条の5第1項に基づく建蔽率（以下「一般施設の建蔽率」といいます。）は4%です。同条第2項に基づき休養施設、運動施設及び教養施設（以下「特例施設」といいます。）は10%を、同条第5項に基づき屋根付き広場等は10%を、一般施設の建蔽率（4%）に加算することができます。

↑ 最大 24 %	+10%	高い開放性を有する建物（屋根付き広場等）
	+10%	特例施設（休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫、その他）等
	一般施設の建蔽率上限：4%	

(参考) 矢田教育の森公園の建築面積の状況

種 別	面 積
開設予定面積	15,670 m ²
一般施設の建蔽率に基づく許容建築面積 ①	(4%) 626 m ²
特例施設の建蔽率に基づく許容建築面積 ②	(10%) 1,566 m ²
高い開放性を有する建物の建蔽率に基づく許容建築面積 ③	(10%) 1,566 m ²
別途、設置を予定している公園施設の建築面積 (予定) ④	40 m ²
許容建築面積 (①+②+③+④)	3,718 m ²

- ウ スポーツ施設設置可能区域は、別紙 1-1 及び 1-2 に示す画地 A 及び B とします。
なお、建築物を設置する場合において、建築基準法に基づく建築計画上使用できる敷地は、別紙 2 に示す区域 (4,685m²) とし、区域の変更はできません。
- エ 多目的広場 (3,825m²) には防球ネット (高さ 8m) があります。(別紙 1-1 (ア))
スポーツ施設設置のために必要がある場合は、事業終了後に原状回復することを条件に事業者負担により改修又は撤去することを可能とします。
- オ 公園管理者が必要とする場合は、事業用地内を管理車両等により通行することがあります。事業用地のうち、別紙 1-1 (イ) に示す部分については、管理車両の進入経路として支障とならないように使用してください。また、公園管理者が必要な場合に通行できるように取扱いとしてください。
- カ 本事業により設置する施設は、バリアフリーやユニバーサルデザインに十分配慮したものとし、利用者が安全かつ快適に利用できるように計画してください。
- キ スポーツ施設設置工事の車両進入路などのため、事業用地周辺の公園施設の一時撤去が必要な場合は、公園管理者と協議のうえ事業者負担により一時撤去後に復旧してください。
- ク 矢田教育の森公園は、雨水流出調整に関する実施基準 (大阪市建設局) に基づき、公園内の雨水を一定量貯留する計画となっています。このため、事業用地のうち多目的広場部分 (グラウンド部分) にスポーツ施設を計画される場合は、新たに雨水貯留が必要となる場合があります。この場合、提案者において整備していただく必要があります。

(5) 事業終了に伴う原状回復について

事業者は、対象区域の使用期間の終了日までに、自らの責任と負担により、施設等を解体・撤去し、原状回復してください。

なお、事業者が施設の撤去を行わない場合は、東住吉区役所は事業者に代わり撤去工事を行い、その費用を事業者へ請求します。

5 公募スケジュール

内 容	日 程
実施要領の公表	2025（令和7）年4月22日（火）
質問の受付期間	2025（令和7）年4月22日（火）～5月12日（月）
質問に対する回答	2025（令和7）年5月27日（火）
参加申請書の受付期間	2025（令和7）年6月2日（月）～6月3日（火）
参加資格の通知	2025（令和7）年6月6日（金）（予定）
企画提案書の受付期間	2025（令和7）年7月3日（木）～7月4日（金）
プレゼンテーション	2025（令和7）年7月中旬（予定）
選定結果の通知	2025（令和7）年7月中旬（予定）

6 事業予定者決定後のスケジュール

本市との協定締結	2025（令和7）年7月中（予定）
施設整備に向けた公園管理者との事前協議	協定締結後～（3カ月～6カ月程度）※1
公園施設設置・管理許可申請 （東住吉区役所が公園管理者へ提出）※2	事前協議完了後提出 （許認可標準処理期間40日）※1
土地利用に関する本市との契約締結	公園施設設置・管理許可後
工事着工	土地利用に関する契約締結後
事業開始日（施設開業日）	工事完了後

※1 協議状況等により前後する場合があります。

※2 矢田教育の森公園の供用開始以降に申請。

II. 審査及び選定について

1 参加資格

応募しようとする者（以下「応募者」といいます。）は、次に掲げる条件を全て満たしていることを要件とします。

- ① 日本国内に本店を有する法人又は複数の法人等によって構成される共同体（以下「共同体」という。）。
- ② 本実施要領に基づく企画提案に関して施設の整備及び事業の実施に責任を負える者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ④ 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ⑤ 2025（令和7）年3月末日時点において納期が到来している、地方税及び国税にかかる徴収金（法人税・所得税、法人事業税、法人市民税、固定資産税・都市計画税〔土地・建物〕・固定資産税〔償却資産〕及び消費税、地方消費税）を完納し、滞納が無いこと。

※共同体で応募する場合は、全ての構成員が上記③～⑤を満たしていること。

2 質疑・回答

(1) 質問の受付（任意）

本実施要領に関する質問を次のとおり受け付けます。なお、これ以外の方法による質問の受付は行いません。

【提出期限】 2025（令和7）年5月12日（月）午後5時【必着】

【提出方法】 様式1「質疑書」に記入のうえ、次の提出先メールアドレス宛に提出してください。

【提出先】 電子メールアドレス：tv0001@city.osaka.lg.jp
メールの件名は「矢田教育の森公園におけるスポーツ施設の設置運営に関する質問」としてください。

(2) 質問に対する回答

回答は、次のとおり東住吉区役所ホームページにおいて公表します。

【公表日】 2025（令和7）年5月27日（火）

【留意事項】

- ・受け付けた質問とそれに対する回答は、質問を行った法人等名を非公表としたうえで一括して公表を予定しています。
- ・受付期間外の質問、電子メール以外での質問、本件内容以外の質問・意見には回答を行いません。

(3) 現地見学会

実施しません。

3 参加申込みについて

(1) 参加申請書の提出

2025（令和7）年6月2日（月）から3日（火）に、配達日指定の郵送等により提出してください。（配達期限6月3日（火）午後5時まで）

※持参、電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。

※あらかじめ、下記「Ⅲ. その他」の「4 お問い合わせ先」に記載の担当者まで電話連絡を行ってください。

※送付後には、追跡調査を行うなど、参加申請書等が配達指定日に確実に到着していることを応募者において確認してください。

※提出書類に不備がある場合は受付しません。また、受付期間以降の受付は一切行いません。

※提出書類が揃っていないことが確認された場合や提出書類に虚偽の記載が確認された場合、また、受付以降に参加資格がないことが判明した場合は、参加申込みの受付を取り消し、文書によりその旨を通知します。

※書類の提出後は、追加・修正を一切認めません。

※提出書類は、いかなる理由でも返却しません。

※本市が参加申込みの受付に際し取得する個人情報、本事業実施にかかる事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、個人情報の保護に関する法律により制限されています。

※書類の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式4）を提出してください。

（2）送付先

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1丁目13-4

大阪市東住吉区役所総務課宛

電話番号 06-4399-9906

（3）提出書類

- ① プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式2）
- ② 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの、写し可）
- ③ 定款の写し
- ④ 過去3期間の決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及び連結財務諸表作成会社においては連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書）※該当する書類がない場合は代替書類を提出してください。
- ⑤ 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの：写し不可）
- ⑥ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ・提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可。（税務署の様式その3）
 - ・非課税の場合、その旨を記載した理由書を提出すること。
- ⑦ 直近1か年の市町村民税及び固定資産税の納税証明書
 - ・提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可。
 - ・事業開始後1事業年度未済等の理由により納税証明書が提出できない場合、または非課税の場合、その旨を記載した理由書を提出すること。（様式は自由）
- ⑧ 応募者の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式は自由。
- ⑨ 【共同体での申請の場合のみ】委任状（様式3）
- ⑩ 【共同体での申請の場合のみ】協定書

※ 本市入札参加有資格者名簿に登録されている参加者については、上記②～⑦を省略できるものとします。

※ 共同体で応募する場合は、上記⑨⑩を除き全ての構成員が提出してください。なお、上記⑨⑩は代表事業者がとりまとめて作成してください。

※⑥・⑦について

設立の時期等によって該当する書類の一部もしくは全部が存在しない場合は、当該部分の資料の提出を要しません。

この場合、当該書類が存在しない旨を書面で提出してください。（様式は自由。）

※各種証明書は、3ヶ月以内に発行された原本に限ります。

(4) 資格審査

- ・応募者が本プロポーザルに応募する資格を有していることを、提出書類により審査します。
- ・審査のうえ参加資格があると認められた応募者に、企画提案会（プレゼンテーション審査）への参加通知を送付します。
- ・応募者が参加資格の要件を満たしていない場合には失格とし、その旨を通知します。

4 企画提案書の受付

(1) 受付期間及び提出方法

2025（令和7）年7月3日（木）から4日（金）に、配達日指定の郵送等により提出してください。（配達期限7月4日（金）午後5時まで）

※持参、電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。

※あらかじめ、下記「Ⅲ. その他」の「4 お問い合わせ先」に記載の担当者まで電話連絡を行ってください。

※送付後には、追跡調査を行うなど、企画提案書等が配達指定日に確実に到着していることを応募者において確認してください。

※提出書類に不備がある場合は受付しません。また、受付期間以降の受付は一切行いません。

※提出書類が揃っていないことが確認された場合や提出書類に虚偽の記載が確認された場合、また、企画提案書の受付以降に応募資格がないことが判明した場合は、受付を取り消し、文書によりその旨を通知します。

※書類の提出後は、追加・修正を一切認めません。

※提出書類は、いかなる理由でも返却しません。

※書類の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式4）を提出してください。

(2) 送付先

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1丁目13-4

大阪市東住吉区役所総務課宛

電話番号 06-4399-9906

(3) 提出書類

企画提案書の作成にあたっては、次表の様式を使用し、様式を変更しないものとします。

企画提案書類の名称		様式
A 事業概要	こどもから大人まで気軽にスポーツ等を楽しめる空間の確保	様式 A-1
	都市公園内施設としての立地を活かした公園の魅力向上	様式 A-2
B 地域貢献計画	地域貢献	様式 B-1

C 施設整備計画	公園及び周辺の環境・景観への配慮	様式 C-1
	騒音や駐車対策等、周辺住環境への配慮	様式 C-2
D 事業運営計画	管理運営体制	様式 D-1
	広報集客の工夫	様式 D-2
E スケジュール	事業実施に向けたスケジュールの実現性	様式 E-1
F 資金計画書	事業実施力	様式 F-1

- ・提案できる案は、1 案のみとします。
- ・A4 サイズ、表紙を付けて2箇所をステープラーで綴じ、片面印刷としてください。
また、図面等は A4 サイズに折り込んだうえで、あわせて綴じてください。
- ・カラー／モノクロは問いませんが、白黒コピーをしても鮮明に読める原稿としてください。
- ・10部作成し、提出してください。
- ・法人名・テナント名等が特定される表現は不可とします。ロゴマーク等についても一切記入しないでください。
- ・文章だけでなくイラスト、イメージ図等を用いて作成してください。また、寸法、面積等についても可能な限り表現してください。
- ・使用言語は日本語とし、単位はメートル法を、数字はアラビア数字を用いてください。
- ・提案内容は必ず関係法令等を遵守し、実施できる計画としてください。
- ・提出された企画提案書については、本プロポーザルにおいて提案審査を行うためのもので、関係法令等に基づく承認を行うものではありません。

（４）計画調整局への確認事項

建築物を設置する場合は、「計画調整局への確認事項」（様式５）（以下「（様式５）」といいます。）をあわせて提出してください。

整備予定地において、提案に沿った施設が確実に整備できることが必要です。（関連法令及び本市の条例、要綱、要領等（以下「法令等」といいます。）により土地利用上様々な規制があるので、応募者ご自身で確認し、提案内容は法令等を遵守して整備できるものとしてください。また、その確認は、原則募集期間中に行ってください。）

※選定された法人が整備予定地に提案に沿った施設を整備できない場合は、次点の法人を選定します。

※下表「問合せ先」に基づき、問合せ内容に応じて、それぞれの問合せ先へ土地利用に係る諸規制等についてお問合せください。

※お問合せの際には、必要事項を記載した（様式５）を問合せ先へ提示し、本件応募に係る確認であることを申し出てください。

※問合せ先の各課との打合せ後、（様式５）に確認した内容を記入の上、企画提案書提出時にあわせて提出してください。

※また、お問合せの結果、建築計画等と諸規制等を照らし合わせるにより、応募者自らが施設整備可能と判断した日を（様式５）右下に記入し、提出してください。

○問合せ先

問合せ先	電話番号	想定される問合せ内容
計画調整局開発調整部 開発誘導課 (大阪市役所本庁舎7 階)	06-6208-9285	開発許可の可否、 大規模事前協議の可否
計画調整局建築指導部 建築確認課 (大阪市役所本庁舎3 階)	06-6208-9291	用途規制、建蔽率・容積率の制限、高さ制限、日影規制の有無、 接道

※計画調整局開発調整部開発誘導課との打合せを希望される場合は、事前に電話にて連絡をお願いします。

5 企画提案書の審査及び審査基準並びに事業予定者の決定

(1) 企画提案会

外部有識者等で構成する選定会議において、応募者が提出する「企画提案書」及び関連資料をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。

ア 評価項目

評価項目	評価事項／評価の視点			配点
A 事業概要	A-1	こどもから大人まで 気軽にスポーツ等を楽しめる空間の確保	・矢田南部地域まちづくりビジョンの内容に沿った提案となっているか まちづくりの方針：こどもから大人まで気軽にスポーツ等を楽しめる空間の確保	15
	A-2	都市公園内施設としての立地を活かした公園の魅力向上	・都市公園内施設としての立地を活かし、公園の魅力向上につながる創意工夫のある提案となっているか	10
B 地域貢献計画	B-1	地域貢献	・事業実施にあたって地域貢献の視点を十分に踏まえた提案がされている	15
C 施設整備計画	C-1	公園及び周辺の環境・景観への配慮	・建築物等の形態及び色彩は、公園との親和性があり、かつ大和川河川空間等周辺環境・景観に調和したものとなっているか	10
	C-2	騒音や駐車対策等、周辺住環境への配慮	・騒音や駐車対策等、周辺住環境への配慮がなされているか	10
D 事業運営計画	D-1	管理運営体制	・事業規模、内容に応じた適切な管理運営体制が確保されているか	10
	D-2	広報集客の工夫	・将来に渡る安定的な事業運営に向けた広報集客の工夫がされているか	10
E スケジュール	E-1	事業実施に向けたスケジュールの実現性	・スケジュールは具体的かつ実施可能なものとなっているか	10

F 資金計画 書	F-1	事業実施力	・ 事業期間中において適切かつ現実性のある収支計画を見込んでいるか	10
----------------	-----	-------	-----------------------------------	----

合計100点

イ 審査基準

選定会議で行う審査・意見を参考とし、評価点の合計が60点以上の者のうち、合計点数が最も高い者を事業予定者として決定します。ただし、評価項目 A-1、A-2、B-1 において配点の6割に満たない提案は除きます。

- ・ 応募者が1者のみの場合も同様とします。
- ・ 合計点数が最も高い者が2者以上（同点）の場合は、評価項目 A-1、A-2、B-1 の順に高い点の者を事業予定者として選定し、それでもなお同点の場合は選定会議における協議により選定します。

ウ その他

- ・ プレゼンテーション審査は、2025（令和7）年7月中旬（予定）に実施します（資格審査のうえ参加資格があると認められた応募者に別途通知します）。
- ・ 選定会議での審査は非公開とします。
- ・ 審査内容についての質問や異議、及び採否にかかる問合せには一切応じられません。

6 結果の通知

選定結果は、2025（令和7）年7月中旬頃（予定）に、「企画提案書」を提出したすべての応募者に対して書面により通知するとともに、東住吉区役所ホームページで公表します。

7 協定・契約の締結

（1）協定

選定された事業予定者は、企画提案書及び選定会議での意見を踏まえ、東住吉区役所と詳細内容について協議を行い、実施内容等を確認した上で、本市（東住吉区役所）との間で事業実施条件等を定めた協定を締結するものとします。

（2）契約

事業予定者は、東住吉区役所が公園管理者から公園施設設置・管理許可を受けた後、本市（東住吉区役所）との間で契約を締結します。

8 東住吉区役所と事業者との役割分担

- （1）東住吉区役所と事業者は事業実施に伴う手続きを、下表の役割分担並びに費用負担により行うものとします。

内 容	役割・費用分担	
	東住吉区役所	事業者

事業者が提案し選定されたスポーツ施設整備計画について公園管理者と事前協議を行い回答を得ること		○
都市公園法に基づく公園施設設置・管理許可申請にかかる手続きを行い許可を受けること（3年ごと）	○	
公園施設設置・管理許可申請にともなう関係資料を作成し東住吉区役所に提出すること（3年ごと）		○
対象区域内において、スポーツ施設を整備し事業を実施すること		○
事業実施に必要な関係機関との協議及び許認可申請を行うこと		○
利用状況等をまとめた事業報告書を作成し、東住吉区役所に提出すること		○
事業終了後の原状復旧		○

（２）その他

- ・本事業を実施するにあたり、都市公園法、建築基準法等関係法令及び関係規定を遵守するとともに、ビジョンの内容に沿って事業を実施してください。また、周辺住環境への配慮等、地域との円滑な関係の構築に努めてください。
- ・事業者が行う協議や各種申請にかかる資料提出を行う場合は、東住吉区役所の確認を受けて行ってください。
- ・協議の結果、事業者が提案し選定された施設整備計画を一部変更する場合には、東住吉区役所の承認を受ける必要があります。このことにより事業者に損失が生じて、東住吉区役所はその損失を補償しません。
- ・公園管理者との事前協議終了後、東住吉区役所は公園管理者に対し公園施設設置・管理許可申請を行いますので、事前協議の結果を東住吉区役所へ報告してください。
- ・事業実施にあたっては状況の変化に応じて柔軟に対応してください。

9 損害賠償責任

本事業の実施にあたり、事業者の故意又は過失により、第三者又は東住吉区役所に損害を与えたときは、事業者がその損害を、第三者又は東住吉区役所に賠償するものとします。

また、東住吉区役所は、事業者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、事業者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

なお、対象区域内及び本事業実施に伴い発生した事故に関する賠償保険については、事業者が加入するものとします。

Ⅲ. その他

1 応募にかかる留意事項

（１）企画提案書の作成、送付、契約手続きにかかる費用や、プレゼンテーション審査参加の

際の交通費など、応募から選定に至るまでの一切の経費は、応募者の負担とします。

- (2) 提出された書類は、審査の用途以外に応募者に無断で使用いたしません。ただし、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き、情報公開の対象となる場合があります。

また、本市公園管理者へ提供するほか、関係部署に提供する場合があります。

- (3) 提出された書類は返却いたしません。

- (4) 令和5年度に実施したマーケットサウンディングへの参加の有無により優劣がつくことはありません。

2 その他

(1) 失格要件

事業予定者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、選定結果にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とします。

ア 提出された企画提案書の書類が、次の要件の一つに該当する場合

- ・ 応募資格のない者が提案した企画提案書
- ・ 本実施要領に定める提出方法、期限に適合しない企画提案書
- ・ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案書
- ・ 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- ・ 他社（他者）の著作権を侵害する企画提案書

イ 契約締結前に、大阪市において指名停止となった場合

ウ 上記「Ⅱ. 審査及び選定について」の「1. 参加資格」に掲げる参加資格要件を満たさない事由が発覚した場合

エ 前各号のほか、明らかに失格とすることが適当と東住吉区役所が認めたとき

(2) 次順位者の繰り上げ

事業予定者と協定を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案会において審査基準を満たした者のうち、事業予定者の次に高い点数であった者から順に契約交渉を行うことができるものとします。

3 参考情報

東住吉区将来ビジョン（2021－2025）・東住吉区まちづくりビジョン

<https://www.city.osaka.lg.jp/higashisumiyoshi/page/0000529677.html>

矢田南部地域のまちづくり

<https://www.city.osaka.lg.jp/higashisumiyoshi/category/3465-12-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

地区計画（矢田南部地区地区計画）の決定

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000563864.html>

都市公園法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331AC00000000079>

大阪市公園条例等（「公園条例」で検索）

<https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html>

4 お問い合わせ先

大阪市東住吉区役所総務課

担当：西井・嘉納

住所：[大阪市東住吉区東田辺1丁目13-4](#)

電話番号：06-4399-9906 ファックス：06-6629-4533

電子メール：tv0001@city.osaka.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/higashisumiyoshi/index.html>